

代表質問原稿

2017年3月6日

日本共産党藤沢市議会議員団の柳沢潤次です。団を代表して、上程されています、2017年度藤沢市一般会計予算等に対する代表質問を行います。

まず、今の国の政治のあり方について申し述べます。

安倍政権は一昨年、「憲法違反」との国民の声を無視して安全保障法制（戦争法）を強行しました。すでに、国民や自衛隊員の家族の心配をよそに、自衛隊を南スーダンに危険な駆けつけ警護等の任務を付与して派遣しました。このことは、立憲主義を破壊し、なし崩しにアメリカと一緒に海外で戦争する事ができる国づくりを進めていることに外なりません。憲法を変えると言っている安倍首相は自民党の総裁でもあります。その自民党の改憲草案には国防軍の創設を盛り込むなど、平和憲法を根底から覆す方向が明記されています。この危険な改憲の流れは、地方自治体にとっても市民にとっても看過できないものです。もう少し言えば、今の日本は「戦争か平和か」が問われている時代に入っているといえます。

経済で言えば、アベノミクスが始まって4年、「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすといい、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で史上最高の利益を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。しかし、労働者の実質賃金はこの4年間減り続け、家計消費は16ヶ月連続対前年比マイナスになっています。アベノミクスは格差と貧困の拡大、中間層の疲弊をもたらし、地域経済の衰退に拍車をかけた経済対策だと言わざるを得ません。

さらに、安倍政権がすすめた社会保障削減路線も国民に深刻な状況をもた

らしています。年金の受給額の切り下げ、介護保険・医療制度の改悪、子育て支援の貧弱さなどなど国民のくらしと健康も待ったなしのところまできています。

こう言う国の政治のあり方が地方政治にもあらゆる面で影響していることは言うまでもありません。しかし、地方自治体は、市民のいのちとくらしを守る砦としての役割を果たすことが求められます。

このような情勢認識に立って、鈴木市長の2期目の2年目にあたる市政運営と財政運営のあり方について質問したいと思います。

まず、件名1. 市長の政治姿勢についてです。

要旨(1) 市政運営の基本について3点質問します。

鈴木恒夫市長は、一期目「市民の声に耳をかたむける」という政治姿勢を明らかにして市政運営を進めてきました。そのことは、「住民が主人公」とする日本国憲法の視点として、様々、政治的立場の違いはありましたが、我が団も一定評価してきました。2期目に入った鈴木市政は施政方針には「市民の声に耳をかたむける」の文言が記されていません。

謙虚に市民の声を聞き、市民と一緒に市政を運営する政治姿勢を変えようことでしょうか。まず、見解をお聞きします。

A 日本共産党藤沢市議会議員団、柳沢潤次議員の代表質問にお答えいたします。初めに、件名1「市長の政治姿勢」の要旨1「市政運営の基本について」お答えいたします。

施政方針における公聴の考え方につきましては、今回の施政方針においても「自治体の政策は日々の市民生活や地域への愛着の中から創造される」とお

示しているとおおり、その取組にあつては、当然に「市民の声に耳を傾ける」ことから始まるものと認識しております。

また、平成 29 年度の施政方針においては、今後の厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の取組をはじめとする課題解決の実行が重要となることから、公聴はもとより、真摯に、かつ着実に取組を進めていくことに重きを置いたものでございます。

市政運営の基本の 2 つ目は、行財政改革についてです。「藤沢市行財政改革 2020」の基本方針（案）が行政改革特別委員会で示された。行政改革の特徴の一つは、アウトソーシングなど「BPR の推進」と称して民間の経営手法を積極的に取り入れるていることです。そして引き続き職員の定員管理と人件費の抑制です。公共の分野を民間に任せ、職員の人件費を抑える事が中心の行革だと言わざるを得ません。

財政改革では、中期財政フレームを示し、5 年間の歳入は下がる見通しですがほぼ横ばいといっていいでしょう。歳出は 91 億円も平成 29 年比較で増える見通しで、累計で差し引き約 545 億円の歳入不足との試算です。投資的経費や他会計繰出金の増など一般行政経費の内容を見直すなど歳出の事業選択を含めた精査をする必要があります。また、予算編成の手法として、政策的経費の「部局別枠配分方式」を導入することは、市長の意向を優先する形で部局の枠配分を決め、その範囲でしか市民の要求を予算に反映できないこととなります。予算は市民の切実な要求を優先に編成すべきです。

行財政改革は効率的・民主的でなくてはなりません。また、公共の領域を狭める事なく公共の役割を明確にすること。財政改革では、福祉、くらしの分野でまず、必要な財源を確保し、大型開発の見直しを中心に思い切った事

業選択を進め、健全財政を図るべきです。何よりも市民の意見や福祉・暮らし充実の視点を重視すべきだと考えます。見解を問います。

A 2点目の「藤沢市行財政改革2020」の基本的な考え方についてお答えいたします。

先の行政改革等特別委員会におきまして「行財政改革2020」の基本方針(案)をご提示させていただきました。現在、基本方針に基づく実行プランにつきましては、各課から幅広く課題提案を行い、外部有識者と市民公募委員で構成される「行財政改革協議会」などの意見を踏まえ実行プランを作成し、行財政運営の更なる効率化を求めてまいります。

この改革の推進にあたりましては、今後の厳しい財政運営の中において限られた財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた事業展開を図るため、「聖域なく」すべての事務事業について、抜本的な見直しに取り組むこととしております。あわせて、効率性、緊急性、財政負担等を総合的に捉えつつ、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政の責任と役割をしっかりと果たしてまいります。

基本姿勢の3つ目は不祥事への対処の問題です。この間の相次ぐ公金横領や不祥事の発覚は市民の藤沢市に対する信頼を大きく損いました。一定の再発防止策は公表されていますが、その対策の効果は今後検証されなくてはなりません。不正ができない組織体制をつくり、法令遵守を徹底する必要があります。そのためにも職員の研修等を繰り返し行い、憲法に基づいた公務員としての自覚の向上を図る必要があります。見解を問います。

A 3点目の公務員としての自覚を図るための職員研修につきましては、これまでも新採用職員研修を始めとした階層別研修において「コンプライアンス」「内部統制」などの研修を実施しております。来年度につきましては、過去の藤沢市職員の不祥事事例を取り上げ、一人一人の職員が不祥事と向き合うことを目的とした「コンプライアンス研修」を各階層別研修で実施すると共に、各職場で実施する「コンプライアンス職場研修」を必須とします。また、久しく基本研修を受講していない管理職を対象に部下とのコミュニケーションを改めて考える機会とする「管理職研修」を新たに実施するなど不祥事再発防止に向けた職員研修の取り組みを強化してまいります。

次に要旨②についてです。

何よりも市政運営は日本国憲法を生かし、基本においてすすめることが求められます。その点では、まず、恒久平和・核兵器廃絶を全ての事業で貫く必要があります。そのことは、核兵器廃絶平和都市宣言とそれを実現する条例を持っている自治体としての責務と言ってもいいと思います。その上で、市是と言っても良い、厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音解消、また、オスプレイの飛来に反対する課題など、市民と共に解決のために全力をあげることが求められます。市長の見解を問います。

A 続きまして、要旨2の「憲法を市政に生かし、厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音の解消を」というご質問にお答えいたします。県内には、12か所、約1,740ヘクタールに及ぶ米軍基地が所在しており米軍基地に起因する問題は多岐にわたっております。

本市では、県や米軍基地に関係する自治体で構成される神奈川県基地関係県市連絡協議会に加盟し、基地周辺住民が安全で快適に暮らせるよう、国に求

めております。

米軍基地の整理・縮小につきましては、重点要望項目として、直近では昨年8月17日に、外務省・防衛省に対して要請を行っているところでございます。また、昨年12月13日に沖縄県で発生した米海兵隊のオスプレイの不時着事故につきましては、適切な再発防止策や、安全が確認されるまで県内基地周辺に飛来しないよう米側に求めることなどを、防衛大臣に対し、県及び基地関係11市で、要請を行っております。さらに、県や本市を含む厚木基地周辺9市で構成する厚木基地騒音対策協議会では、空母艦載ジェット機の騒音解消に重点を置き、昨年10月27日にも外務省・防衛省及び米国大使館等に対し要請してまいりました。

本年1月20日には防衛省より、空母艦載ジェット機の岩国基地への移駐が今年の後半に開始される予定であることの説明がありましたが着実な移駐の実現に加え、移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況の見通しにつきましてもきめ細やかな情報提供を引き続き求めてまいります。

今後も、長年にわたる市民生活の不安の解消に向けて、県や基地関係市とともに、粘り強く要請を行ってまいります。

次に、要旨③は教育の基本的問題についてです。

国は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改定し、今まで教育委員会の互選で決めていた教育委員長のポストは廃止し、市長が任命する教育長が教育行政の全てを掌握することになりました。その結果、制度上は市長が教育内容に介入できる仕組みに変えられた事になります。鈴木市長は、「教育内容まで介入することはしない」言っていますが、市長が替わればどうなるかわかりません。

藤沢市はこの議会で、新しい教育委員会制度のもとでの教育長を任命する人事議案が提出されることになっています。

教育長や教育委員の任命にあたっては、法律にあるように「人格が高潔で教育に関し識見を有する」人を選定することになっています。戦後の教育委員会制度は戦前の反省から市民が選任する公選制でスタートしました。この経過からすれば、議会や市民に選定の経過や人物像がわかる資料を提供する必要があるのではないのでしょうか。何よりも公平・公正な人選を求めるものです。見解を問います。

A 続きまして、要旨(3)新しい教育委員会制度の下での公平・公正な教育委員の任命について、お答えいたします。

平成27年4月に改正施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、教育委員の資格要件に変更はございませ企ふで教育委員の任命につきましては同法第4条第2項及び第5項の規定に基づき、各委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、人格が高潔で、教育に関し識見を有する者のうちから、市議会の同意をいただきながら、任命してまいりたいと考えております。

次に要旨④税金の使い方について質問します。財政運営の側面からもまちづくりの側面からも、大型開発や不要不急の道路建設は中止を含めた抜本的な見直しを求めるものです。強い住民の反対を押し切ってすすめたPFI事業での有機質資源再生センター（堆肥化センター）の廃止、北部二の三地区土地区画整理事業は15年も延長し、232億円もの一般会計からの財源を投入する大幅な事業変更など大型の開発事業の失敗が続いています。大型開発事

業は一度始めれば後戻りができず、莫大な市民の税金をそこに注ぎ込まざるを得なくなります。莫大な財源を必要とする大型開発事業や道路建設は全市民的合意が大前提でなくてはなりません。今後、財政運営が厳しい状況になると市当局は本当に見ているなら、総額 300 億円から 400 億円もかかる村岡新駅建設と都市拠点整備事業は中止すべきです。北部の自然を破壊し農地を削減する新産業の森計画や健康と文化の森の宅地化政策はやめるべきです。また、県道横浜藤沢線、住宅が張り付いて実現性の乏しい鵜沼奥田線、都市計画決定もしていない遠藤葛原線など不要不急の道路建設もやめるべきです。これらに注ぎ込む財源は公共事業で言えば生活道路の整備や交通安全施設整備など生活密着型に切り替え、市民が一番望んでいる福祉・医療・教育環境整備・子育て支援など暮らしの分野に優先的に使うよう求めるものです。見解を問います。

A 続きまして要旨 4「大型開発や不要不急の道路建設はやめ、公共事業は生活密着型に切り換え、税金は市民の福祉・医療など暮らし優先に使うこと」についてお答えいたします。

市の中期財政見通しにおいては、急速な少子・超高齢化の進展を背景とした社会保障関係費の増加や、インフラの再整備、公共施設の老朽化に対応する経費などの増加が見込まれており、財源の捻出が大変厳しい状況にあります。そうしたなか平成 29 年度当初予算においては、市民生活に密着する事業といたしまして、備蓄資機材等の計画的な整備や飲料用貯水槽の設置などの防災対策や、保育の質の向上と合わせた待機児童の解消への取組とともに、地域の緑側等地域づくり活動への支援なども積極的に行っております。

道路建設等の都市基盤整備は、将来にわたる税収の安定化につながり市民の

福祉や暮らしを充実させる諸施策の確かな財源になるものと考えており、今後の財政運営につきましても、都市基盤整備などに充てる財源と、福祉や医療、教育環境の整備や防災対策など市民の暮らしを守る事業に充てる財源とのバランスに十分配慮しながら、限りある財源を最も有効に使っていくことが重要であると考えております。

次に要旨⑤東京オリンピック・パラリンピックについてです。

東京オリンピック・パラリンピックのセイリング競技が江の島で開催されることになっています。しかし、市民からは、藤沢市の財政負担はどうか、漁業関係・海水浴場関係の補償はどうか、江の島施設整備はどうか、更なる交通渋滞が心配等の意見が寄せられています。前回の東京オリンピックとは比較にならないほど時代は変わっているもとの開催ですから戸惑う声が出るのも当然です。神奈川県と藤沢市はこれらの声や不安に答える責任があります。まず、藤沢市は開催にあたっては情報公開につとめるべきです。また、財政負担の問題は組織委員会と東京都や国の財政負担が明確でなくところが最大の問題点ですが、藤沢市がどのくらいの財政負担になるのか早急に明確にすべきです。見解を問います。

A 続きまして、要旨5「オリンピック・セイリング競技の江の島での開催にあたっては、市民への情報公開に努め、財政的には簡素なものに」についてお答えいたします。

東京2020大会のセイリング競技開催に向けましては、組織委員会競技団体及び神奈川県等と協議調整を進めているところでございますが大会期間中はもとより、競技会場整備の段階から、江の島島内をはじめとした近隣住民へ

の影響が生じてまいりますので、市民の皆さまには、機会を捉え適切な情報を提供できるよう、今後とも積極的な情報発信に努めてまいります。

また、セーリング競技開催に伴う財政負担につきましては、「仮施設等の整備費や大会運営経費は、組織委員会が負担する」ことが、費用負担の原則でありますので、現在行われている「役割分担に関する国、東京都等の協議」の状況も十分注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

一方、本市独自の東京 2020 大会に向けた気運の醸成やボランティア関連等の取組に係る財政負担は、一定程度見込まれますが大会開催を契機とした観光振興や、大会後の地域活性化等を見据え、様々なレガシーの創出に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

件名 2. 災害から市民のいのちをまもることについてです。

要旨①地震・津波対策についてです。神奈川県地震被害想定が 2015 年 3 月に変わり、浸水想定も今までよりも広範囲になりました。新たなハザードマップを作成し、引き続き住民と共に避難対策をすすめることが必要です。また、浸水地域の公共施設整備や改築にあたっては、住民と共に計画を練りその結果、必要があるならば浸水しない地域への移転も選択肢に加えるべきです。見解を問います。

A 件名 2 災害から市民のいのちを守ることについて、要旨 (1) 地震・津波対策を市民と共に充実することについて、住民と共に進める津波避難対策についてのご質問にお答えいたします。

本市の津波避難対策につきましては、これまで現在の津波ハザードマップに基づいて、沿岸地区の市民との協働により、津波避難訓練等を行ってまいり

ました。昨年の津波浸水想定の見直しにより、新たに浸水想定区域となった区域や、避難目標や経路の変更が必要な場合もございますが、より早く遠くへ逃げるといふ津波避難の基本は変わらないことから、引き続き、避難対象の市民に対して丁寧な説明を行い、対策の充実を図ってまいりたいと考えております。その上で、自治会・町内会ごとの新たな津波避難マップの作成につきましては、これまでと同様に市民と共にワークショップやまちあるきを実施して準備を進めるとともに、各地区の防災訓練や津波避難訓練などの実践を通じて、防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、浸水区域の公共施設整備等について住民と共に計画を練り、必要があれば浸水しない地域への移転も選択肢に加えるべきではないか、ということについてでございますが、公共施設の再整備に当たりましては、市民ニーズや周辺環境、防災対策など、様々な側面を踏まえて、検討を進めております。

津波浸水想定区域内にある施設につきましては、その区域外への移転も、検討の選択肢の一つであると認識しておりますが、海岸エリアを除きますと浸水想定区域の大半において市街化が進んでおり、移転に適切な一団の敷地の確保が大変難しい状況でございますので、移転先が確保できない場合は、地域の防災機能等を総合的に考慮、した上で、同じ敷地での再整備を検討してまいります。いずれにいたしましでもこのような検討を行う際には、できるだけ早い段階から、地元の皆さまや、利用者、関係者の方々に内容をご説明し、ご意見、ご要望をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

要旨②脱原発を宣言し、自然エネルギーの地産地消の具体化をについてです。

今月 3 月 11 日が東日本大震災が発生してから 6 年目になります。同時に福島第一原発の被害を受けた福島では現在も約 8 万人が避難生活を余儀なくされ、その半数が今でも県外に避難されています。

本市議会では 2012 年大飯原発再稼働反対の意見書が採択され、また、9 月にも「原発事故避難者の住宅無償を求める意見書も採択されました。

原発事故は二度と起こしてはなりません。しかし、政府は周辺自治体の反対を押し切って、川内原発 2 基と伊方原発一基の稼働を認めています。横須賀の原子力空母の重大事故が発生すれば首都圏 3600 万人の命に関わります。鈴木市長、原発ゼロをまず、宣言すべきです。

その上で、原発エネルギーに頼らない自然・再生可能エネルギーの開発を急ぎ、地域経済の活性化に貢献するエネルギーの地産地消に取り組むべきです。見解を問います。

A 続きまして、要旨 2「脱原発を宣言し、自然エネルギーの地産地消の具体化を」につきまして、お答えいたします。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、国内外のエネルギーをめぐる環境が大きく変化をする中、自然の中から生まれる太陽光などのエネルギー、いわゆる再生可能エネルギーの地産地消を具体化することにつきましては、災害時における安全・安心なエネルギー対策や、地球温暖化対策の点からも、大変重要であると考えております。

そのために、再生可能エネルギーへの転換を促進し、エネルギーの効率的な活用に向けて、改定を予定しております『藤沢市地球温暖化対策実行計画』におきましても、重点プロジェクトの中に、「エネルギーの地産地消」や「ご

み焼却発電による再生可能エネルギーの有効活用の促進」などを定め再生可能エネルギーの地産地消の具体化を図っているところでございます。

また、準備を進めております「北部環境事業所余剰電力地産地消事業」では、余剰電力を公共施設に供給する仕組みや、プロポーザル審査で、提案を受けた、環境教育や環境啓発に関する事業を通じ、特に児童・生徒に対して、再生可能エネルギーの地産地消について、理解を深めてもらうことが期待されております。

本市といたしましては市民主体の再生可能エネルギーの地産地消の具体化への支援など、市民の皆さんとともに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に要旨③県にも働きかけて水害対策の抜本的強化をについてです。

藤沢市は境川と引地川の河口地域にあたり上流の開発の影響で数年単位で大きな水害が発生し、市民にも甚大な被害が出ています。両河川は護岸改修や遊水地の建設も進みつつあります。しかし、これらの河川に流れ込む一色川や白旗川、蓼川などの支流域での水害が問題になっています。さらに、健康と文化の森やその周辺の源流域を開発したことにより、小出川の下流域の寒川町などでは毎年のように水害がおきています。都市型水害も含めて、藤沢市にとって水害対策は喫緊の課題です。我が団は河川の河口域に位置する藤沢市は特別の対策が求められる事から、以前から「水循環都市」をつくることを主張し、雨水の地下浸透策を提案したり、市民の協力を得て一気に川に雨水を流さない方策をとるべき事も主張してきました。市の総合的な水害対策の抜本的強化を求めるものです。見解を問います。

A 「県にも働きかけて水害対策の抜本的強化を」についてお答えしますが、水害対策に関しまして、1、2級河川については河川管理者である神奈川県が、また準用河川や下水道については本市が、それぞれの役割分担に基づき整備を進めております。そこで水害対策の強化に向けた考え方でございますが、現在、河川 | 改修や下水道施設整備については、施設管理者ごとに定めた整備方針、整備計画等に基づき、順次進めております。特に、神奈川県知事が特定都市河川に指定した境川、引地川の流域においては、「河川管理者」「下水道管理者」及び流域の「地方自治体」が共同で策定した「流域水害対策計画」に基づき、流域全体が概ね時間あたり60ミリメートルの降雨に対処でき、きりよう強化を図っております。具体的には、各管理者による施設整備に加え、流域自治体として雨水貯留浸透施設の整備や民間施設による流出抑制対策の推進など、総合的に治水対策を実施しております。今後の水害対策の強化に向けましては、これらの対策について、各施設管理者が着実に事業を進めることが重要であると考えており、市が実施する事業の推進はもとより、神奈川県に対しましても、遊水地事業を含めた河川改修事業の早期実施についての要望を行い、流域全体として水害被害の低減に努めてまいります。

続いて件名3、市民の福祉、くらしを守ることについてです。

自民党政権のもとで、とりわけ1990年代後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されたことにより、所得、資産など、あらゆる分野で格差と貧困が広がり、日本の経済と社会の大問題となっています。

厚労省の毎月勤労統計によれば、パートを含めた全労働者の平均賃金は、安倍政権発足直前の2012年10月と昨年の12月との比較で、物価上昇分を差し引いた実質では1.5万円も減っており、年収にすると18万円の減と、労

働者の実質賃金は4年連続マイナスとなっています。

総務省の労働力調査によれば、安倍政権発足前の2012年から集計結果が出てくる15年までの3年間では、正規雇用は36万人マイナスで、非正規雇用が167万人増となり、全労働者に占める非正規雇用は37.5パーセントに達しています。

同じく家計調査によれば、二人以上世帯の実質消費支出は、15年9月から昨年12月までの16か月間、連続して対前年比マイナスを続けています。

実質賃金が低下し家計消費がマイナスでは景気が良くなるのも当然です。日本の貧困層は広がり、先進国のなかでも「貧困大国」となっています。1997年と2012年とを比較して、日本の貧困率は14.6%から16.1%となりOECD 34カ国の中でワースト6位となっています。貧困になる理由は、何か特別なことではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状況にあります。

日本の社会は、超富裕層がますます富み、国民全体の所得が低下するなかで、中間層（年収500万円～1000万円）と呼ばれている層が疲弊し、貧困層が増大している現状にあります。

このように国民生活が大変厳しい中で、安倍内閣は、2015年の「骨太の方針」で、社会保障予算の「自然増」を毎年5000億円程度に抑えるという方針を決めました。17年度も、この方針にもとづいて、昨年夏の概算要求時点では6400億円と見積もられていた「自然増」を5000億円に抑え込むため、1400億円の削減を行いました。この中には後期高齢者医療の低所得者への保険料軽減措置を縮小し保険料負担を増やすことや、高齢者の医療費や介護保険料の自己負担額限度額の引き上げなどが含まれています。

社会保障の削減、暮らし圧迫の国の政治をそのまま自治体に持ち込み、住民

に負担を強いるのかそれとも住民を守る防波堤として、地方自治体の本来の役割を果たすのかが今、問われています。

何よりも、地方自治体は市民の福祉・暮らしを守る砦としての役割を果たすことを求める見地から 8 項目質問します。

第一に、国民健康保険は 6 万 659 世帯・10 万 122 人が加入し、平均所得は旧ただし書き所得で 158 万 2816 円です。その他年金などの所得の方が全体の 2 万 2,604 世帯・37.3%、所得のない方は 1 万 1634 世帯で 19.2%など低所得者が多く加入している保険です。加入者の 35%もの世帯が保険料を滞納しています。「払いたくても払いきれない」高い保険料の引き下げは、国民健康保険加入者の切実な願いです。国民健康保険料は、国の保険者支援分と一般会計からの繰入金を増額し、一人 10,000 円の引き下げを求めます。

A 続きます。件名 3「市民の福祉、暮らしを守ることについて」要旨 1「国民健康保険料を引き下げることについて」のご質問にお答えいたします。

近年、国民健康保険の被保険者数や世帯数は減少傾向にある一方で、高齢化や医療の高度化等により毘遼震以と菌加しており、単に保険料のみの引き下げを行うことは、国民健康保険の財政運営上、難しい状況でございます。

また、国民健康保険法の改正により、平成 30 年度からは、国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、市町村は、都道府県が決定した納付金を被保険者から徴収し、都道府県に納付するようになるなど新たな保険料の仕組みとなることと決定しており、現在、準備が進められております。

このような中、本市といたしましては、国の動向等を把握しながら、保険料への影響などについてしっかりと検証を行うとともに、引き続き、レセプト

点検やジェネリック医薬品の推奨、保健事業の推進等により、医療費の適正化を図ることで、今後におきましても保険料の抑制に努めてまいりたいと考えております。

第二に、特養ホームの待機者解消についてです。10月現在、藤沢市の待機者は1,078人です。昨年同時期と比べ141人減っています。この中には国の制度改悪のもとで、「申し込みは原則介護度3以上だから」と介護度1,2でも申し込みをあきらめた方が多くいます。改善が必要です。その大本である待機者解消に見合う建設計画をつくり整備をすすめ早急に待機者解消を図るべきです。

A 続きます。要旨2「特養ホームの大量建設など介護保険制度の充実を」でございまして、特別養護老人ホームの待機者解消につきましては市といたしましても喫緊の課題として捉えており、待機者の状況を勘案しつつ、各期の介護保険事業計画に基づき施設整備を進めているところでございます。

この4月には、第5期介護保険事業計画に位置づけた3施設、300床の整備事業が完了し、整備済床数は15施設1,250床となる見込みでございます。また、第6期の計画といたしまして、90床の新設と46床の増床を行う2法人が決定しており、それぞれ事業を進めているところでございます。

次期の第7期介護保険事業計画におきましても、居宅サービスと施設サービスのバランスを図りながら適切な整備目標を定めてまいります。

第三に、高齢者向けのバス等助成制度は、引きこもりになりがちな高齢者が気軽に外出することができ、社会参加ができるような経済的支援策として

多くの自治体が実施している制度です。藤沢市では以前「夢カード」の発行を行い喜ばれていました。この制度の復活を求める声は根強くあります。健康で長生きできることを誰もが望んでいます。新たな高齢者の移動のための経済的支援策の創設を求めます。

A 次に、要旨(3)「高齢者福祉を拡充し、パス等助成制度の創設を」についてでございますが、高齢者の外出及び移動支援の方策といたしましては、ご指摘のパス等助成制度という経済的支援もひとつの手法でございますが、市では、現在、高齢者が外出しやすい環境づくりという観点から、「湘南すまいるバス運行事業」及び「高齢者いきいき交流事業」を実施するとともに、「地域の縁側」をはじめとした高齢者が気軽に集い、学び、憩える地域の拠点施設の整備を進めているところでございます。

今後におきましても、ますます進展する超高齢社会におけるニーズを踏まえ、効果的な施策や事業について、引き続き、検討してまいります。

第四に、藤沢型地域包括ケアシステムについてです。13地区の特性を活かした多様な主体であるNPO団体や老人クラブなどから「いろいろ言われてもボランティアの私たちではやりきれない」「藤沢市がもっと財政的支援を増やして欲しい」などの声が寄せられています。藤沢型地域包括ケアシステムの問題点は自助・互助・共助・公助の考え方にたっている事です。藤沢市が責任をもって人と財源を確保し市が主体となってすすめるべきです。

A 要旨4、「藤沢型地域包括ケアシステムは藤沢市が主体で進めること」でございますが、本市がめざす共生型社会を推進する取組には行政と市民や地域で

活動する多様な主体とが、それぞれの役割を理解したうえで協働することが重要であると考えております。そのため、市といたしましては、行政の責任としてのサービス提供基盤の整備や専門性の強化相談支援体制の充実に主体的に取り組むとともに市社会福祉協議会にもご協力をいただきながら地域における助けあい・支えあいの活動がこれまで以上に安定的に活動できるよう、「地域のつながり」を重視した「マルチパートナーシップ」による地域づくりを進めてまいります。

第五に、市営住宅についてです。毎回の空き家募集では何十倍もの応募があり、市民は望んだ住宅になかなか入れない現状にあります。取り分け、増大している高齢単身者向け住宅が不足しています。建設計画をつくり市営住宅の増設を求めます。また、借り上げ住宅が20年間の契約期間が順次満期になって来ています。住宅の入居者が安心して生活できるよう、再契約を基本に交渉を早めに行い、住民に知らせるべきです。

A 次に要旨(5)「公共住宅の増設と借り上げ住宅の対策を急ぐこと」についての質問にお答えします。市営住宅の定期募集では、平均応募倍率がこれまで10倍を超えていたものが、直近の3年間では平均約6倍となっており、応募者がいない住宅が出始めております。このような中、新たに借り上げ住宅などを整備しますと、新しい住宅に応募が集中し、既存の住宅への応募がさらに減ることが考えられます。したがって、市営住宅の供給につきましては、当面、現在の管理戸数を維持することを基本として、既存の施設の改修を図り、住宅の長寿命化に努めてまいります。

次に、借り上げ期間満了に伴う借上型市営住宅につきましては、昨年8月

に契約が満了した住宅は、再借り上げを行っております。また、今後契約が満了する住宅は、再借り上げを基本として所有者との協議を進め、できるだけ早く契約の合意をいただき、入居者の皆様に少しでも早く安心していただけるよう努めてまいります。

第六に、交通不便地域における住民の足の確保についてです。藤沢市は鉄道網が発達しているとは言っても北西部を中心に交通不便地域が残されています。高齢者が増大するもとの、きめ細やかなバス等による公共交通の整備が求められています。市内でも善行や六会地域で試行的に運行が開始されています。しかし、住民が主体ですすめる運営では財政面や継続性という面で不安定さを持っています。運営にあたっては市が主体的に実施すべきです。

A 続きまして、要旨6「市が運営主体となって交通不便地域の公共交通網の整備」についての質問にお答えいたします。

公共交通のサービスが十分ではない地域における住民の身近な交通の確保につきましては、住民組織が運営主体となり、交通事業者、本市の3者が連携することで、地域公共交通の導入や運行に関する課題を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと住民の身近な地域公共交通の確保に向けた取り組みを進めているものでございます。

運営につきましては、住民が、地域の課題を移動手段にあることと認識し、身近な交通の確保に向けて、主体的に取り組むことが、将来にわたり持続可能な地域公共交通を実現するものと考えております。

したがって、地域ではその課題の改善に向けた合意形成や創意工夫による運営に取り組んでいただき、本市は、法に基づく運行免許の手続きや、関

係機関との協議等の支援をしてまいりたいと考えております。

第七に、ごみ処理は、本来自治体が市民から預かっている税金で行うべき公共の仕事です。市民生活が苦しくなり、貧困と格差が広がるなか、高いごみ袋を買わされることは大変な負担です。ごみ処理は市民や市内事業者と共同して、減量・資源化・再利用をすすめ、莫大な財源を必要とするごみ焼却は最小限に抑えるべきです。その方向をはっきり打ち出し、ごみ処理手数料の有料化は廃止し、当面は半額にすべきです。

A 続きまして、要旨7「市民と共同してごみの焼却は抑え、ごみ処理手数料の有料化は廃止を」についてお答えいたします。

はじめに、市民と共同したごみ焼却抑制につきましては、これまで、減量・資源化施策といたしまして、新たな生ごみ処理器「キエーロ」の補助制度の開始や「ごみ分別アプリ」の導入、ごみや資源のなぜの小学生への配布や「動画」の配信など、周知・啓発を実施し、ごみの減量・資源化の促進に取り組んでいるところでございます。

また、改定を予定しております「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に定める、減量目標等の達成に向けた基本施策を推進する中でごみの減量・資源化に取り組んで、まいります。

次に、指定収集袋によるごみ処理有料化につきましては、平成19年10月から、ごみの発生抑制、減量・資源化の促進を目的に実施して参りました。

ごみ処理有料化については、実施3年後に検証を行い、減免世帯の拡大、資源の出しやすい環境づくりや、資源品目の拡大による市民負担の軽減について見直しを実施いたしました。

その後におきましても、ごみ出しや集積所の維持管理の負担軽減を目的に、資源品目別戸別収集を実施するなど、引き続き市民負担の軽減に努めております。

ごみ処理有料化につきましては、導入の目的である減量・資源化の促進において、人口が増加する中で、家庭系ごみの排出量が横ばいで推移するなど、現在も継続的に大きな効果が得られております。

ご質問の手数料額の廃止や減額につきましては、分別・減量・資源化への意識が希薄になるなどのリバウンド現象が想定されることや、これまで醸成されてきたごみの減量・資源化への減量・資源化に対する環境意識を次世代に継承していくためにも、現在の体系を維持してまいりたいと考えております。

第八に、生活保護行政についてです。

貧困層の増大に伴い、生活保護受給者が増大しています。国は保護基準の引き下げを強行してきています。憲法で保障されている人としての最低限の生活費を削減したり、窓口でのいわゆる水際作戦と言われる申請抑制策をとるなど各地で大きな問題になっています。ケースワーカーの定員をせめて国基準まで増やし、受給者の気持ちに寄り添った生活保護行政を求めます。

以上、8項目についての答弁を求めます。

A 生活保護ケースワーカーの定員を増やすことにつきましては、現在、生活援護課には、45名のケースワーカーが配置されております本年1月1日現在の本市の被保護世帯数は、4147世帯でございますので、ケースワーカー1人当たりの担当ケース数といたしましては、約92世帯となっております。社会福祉法が定める本市の被保護世帯数に対するケースワーカーの標準数は

51名ですので、標準数と比べ6名不足していることとなります。

そのケースワーカー数を補うため、本市では生活保護面接相談員や女性相談員、就労支援相談員、子ども支援員といった専任非常勤職員を配置することにより、相談支援体制等を充実させるとともに、事務補助のための業務員や臨時職員等を採用するなど、多様な任用形態の職員活用を図り併せてケースワーク業務につきまして、適宜、内容の精査、見直しを行う等、ケースワーカーの事務的負担軽減を図っているところでございます。これらのことによりケースワーカーの人員が標準数に満たない状況にありましても、被生活保護受給者の方々に支障が出ないよう努めているところでございます。

次に、国の水際作戦、いわゆる生活保護の申請段階で拒否をするという行為、に抗して受給者の気持ちに寄り添った行政を、とのことにつきましては、生活保護のご相談時には、電話や窓口において、経済的な理由で生活に困窮している旨の相談があった場合、まず、生活保護制度に限らず、活用が可能な制度や施策を含めまして、各種支援策のご案内をさせていただきます。その上で、生活保護の申請を希望される場合には、申請を受理しているところでございます。

また、病気やケガ等により、窓口にお越しになれない方に対しましては、こちらから、お宅や病院等に出向きまして、申請書類をお渡しし、その場で、申請をしていただきます。

このように、常に生活保護受給者、申請者に対しましては、寄り添った対応を心がけているところでございますので、「水際作戦」は、本市におきましては、一切ございませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に件名 4、教育環境整備と子育て支援策を拡充することについて質問します。

要旨①教育予算を増額し、マンモス校の解消、少人数学級の拡大など教育環境の早急な整備をについてです。

藤沢市の小学校 35 校中、生徒数が 900 人以上の学校が 5 校もあります。いわゆるマンモス校です。プレハブ校舎で対応せざるを得ない学校は小学校 11 校、中学校 2 校あります。マンモス校の解消は子どもたちの教育環境整備を進める上で重要な課題であります。地域の文化やコミュニティーの拠点を奪うことにならないよう十分に考慮もしながら子どもたちの学習権を保障する観点で市としてもマンモス校解消の見通しを持つべきであります。見解をお聞きします。

次に少人数学級についてです。藤沢市は小学校 1 年生は 35 人学級が実現しています。少人数学級は子どもの悩みやトラブルに対応するうえでも、子どもの発言の機会がふえ学習を豊かにする教育的効果があり、そのことは国も認めています。市としても藤沢市として少人数学級の実施学年をさらに拡大することに力を入れるとともに国や県に対しても支援を強く求めていくべきです。お聞きします。

A 件名 4 教育環境整備と子育て支援策を拡充することについて、要旨(1)「教育予算を増額し、マンモス校の解消、少人数学級の拡大など教育環境の早急な整備を」についてお答えいたします。

過大規模校の解消につきましては、児童生徒数の調整を図るため、学区の変更が望ましいと考えております。

しかしながら現状では、過大規模校に隣接する学校においても、大幅な児

児童生徒数の減少の見込みがないことから学区の変更は困難であると考えます。また、少人数学級の拡大についてでございますが、まず、教職員の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、神奈川県教育委員会が定めた学級数に応じて教職員の配当数がきめられております。

教育委員会としても、少人数学級の実施が、きめ細かな指導につながることは認識しておりますので、これまでも、県に対し小学校第2学年の35人学級の実施に必要な人員配置増について要望をしましてまいりましたが、今後も強く要望をまいりたいと考えております。

現在、教育委員会が取り組んでいる教育環境の整備につきましてはきめ細かな指導を行うための市独自の人員配置として、小学校においては新入生サポート講師、中学校等においては教科授業を担当する語論組員寧しております。さらに小学校においては、支援を必要とする児童に対して、担任とともに支援に関わる児童支援担当教諭の全校配置をめざしておりこの児童支援担当教諭が職務に専念できるよう、授業時数の一部を受け持つ教員を市費で配置しており、今後も教育環境の整備の充実に努めてまいります。

次に要旨の2、中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えを、についてです。中学校給食の実施は思春期の生徒たちに教育としての学校給食を市が責任をもって行うことを位置づけ、進めるべきです。そもそも教育としての学校給食はすべての生徒が一緒にお昼を食べるようにすることです。その点でデリバリーの中学校給食は喫食率が30%台と低く、子どもたちの食生活の正しい理解と望ましい習慣栄養の改善や健康の増進を図るという学校給食法が掲げる目標とかけ離れてしまっています。昨年8月神奈川県市

長会が県に提出した要望書の重点要望事項のひとつに「全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため」の市町村に対する補助制度の創設が新たに明記されました。本市でも「教育としての学校給食」を自治体の責務として位置づけて、県に対して財政支援も求めながら、自校直営方式の中学校給食を実施すべきです。見解を求めます。

A 次に、2点目の「中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えを」についてお答えいたします。本市の中学校給食について、その実施方法をデリバリー方式に決定した理由といたしましては単独校方式や共同調理場方式では、建設に時間がかかり、全校実施までに相当の期間が必要となること、また、各教室での配膳に要する手間や時間を考慮し、デリバリー方式にしたものでございます。

なお、試行期間中に生徒、保護者及び教職員に対してアンケート調査を実施いたしました。概ね好評を得ており、課題であった日課表への影響も少なかったことが確認できております。教育委員会としましては、1年5カ月の試行結果から、デリバリー方式の中学校給食を全校で実施する際の課題については、解決が図られたものと判断しており、今後も当該方式による給食を全校に拡大したいと考えております。

次に要旨3、小児医療費助成制度についてです。子どもの健やかな成長は、社会発展の基盤であり、この国、本市の未来を築くものです。一方で日本の子どもの相対的貧困率は16.3%であり貧困と格差の広がりや日本社会の大きな問題となっています。どのような家庭に育っても、ひとしく医療が受けられ、子どもの命と健康を守ることが国・自治体の当然の役割です。市として

小児医療費助成の拡充は高校卒業までを目指し、来年度中に早急に所得制限なしで中学校卒業まで医療費助成を拡充すべきです。見解を求めます。

次に、3点目の「小児医療費無料化を2017年度中に中学校卒業まで拡充すること」についてお答えいたします。

A 小児医療費助成制度につきましては「藤沢市市政運営の総合指針2020」における重点事業の一つとして位置づけておりまして制度運営に必要な財源を確保する中で、対象年齢を中学校卒業まで拡大してまいります。

厳しい財政状況ではございますが、将来にわたって持続可能な制度運営とするため、現在、社会的問題となっている子どもの貧困対策等の視点も含め、拡大に向けて具体的に検討してまいりたいと考えております。

要旨④安心して預けられる認可保育園増設など保育園の待機児童の解消についてです。

毎年春は親たちが子どもの保育園探しに奔走している時期です。藤沢市は平成27年度から31年度までの保育所整備計画（ガイドライン）を策定して保育所の整備をすすめてきました。認可保育園については平成27・28年度実績と29年度予定で1265人の定員増が見込まれ、1167人増の計画数を上回ることとなります。しかし現時点での藤沢市の待機児童851人（第一次募集分ですが）もいることが明らかになりました。ガイドライン目標が甘かったことを示しています。待機児童解消を認可保育園の増設で解消する計画がないところが大問題です。国は保育士配置の弾力化や株式会社参入など「規制緩和」を中心にした「詰め込み」による待機児童対策をすすめています。藤沢市でも国の政策にのって小規模保育所や認定こども園の整備をすすめる

なかで待機児童解消を図ろうとしていますが、保護者は安心して子どもを預けられる保育園を求めています。園庭があり、自園調理が行われ、避難用すべり台設置など子どもたちの命を守る避難経路が確保されている公立と法人立の認可保育園の増設で対応すべきです。鈴木恒夫市長も選挙公約で「待機児童ゼロ」をかかげています。藤沢市は神奈川県下の自治体と比べても認可保育園に入りづらい自治体の上位を占めています。市民が望む安心して預けられるよう 29 年度の早い時期に認可保育園の増設計画をつくり待機児童解消をはかるべきです。見解をお聞きします。

A 続きます、要旨(4)「安心して預けられる認可保育園増設など保育園の待機児童の解消を」について、お答えいたします。

本市においては、保育需要の急増に対応するため、平成 27 年 4 月に策定した「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」に基づき認可保育所等の整備を進めております。これまでの取り組みにより、平成 29 年 4 月までの 2 年間で 1426 名、さらに平成 29 年度中に 119 名の定員拡大を図ることにより、待機児童解消に向けて積極的に取り組みを進めております。現状においても、ガイドラインの計画値を上回る定員拡大を図っておりますが、低年齢児を中心に保育の需要が伸びていることから、平成 30 年 4 月以降の保育の需要に対応するための取り組みが必要と考えております。

今後の取り組みについては、ガイドラインの進捗状況や平成 29 年度当初の保育ニーズなどを精査したうえで、直近における保育所等整備に係る方針を策定し、需要の高い地域を対象にニーズにあった保育施設の公募を速やかに進めてまいります。また、ガイドライン策定後、2 年が経過し、策定時の保育ニーズの見込みを上回る実状を踏まえまして、平成 29 年度において計画

の見直しを行い、平成30年度以降の取組に反映してまいりたいと考えております。

認可保育所の新設は待機児童の解消に効果的で、ある反面、4歳児以上の定員枠が供給過剰となるなどの課題もありますので、認可保育所の新設の他、分園の設置や0歳児から2歳児までを対象とした小規模保育事業所の新設における3歳児の弾力受け入れ枠の設定など、様々な手法により、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

要旨⑤ 就学援助制度や給付型奨学金制度の拡充など「子どもの貧困」対策の強化についてです。

憲法26条に謳われている「義務教育の無償化」に基づいてつくられた就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもたちに義務教育を保障するための命綱であります。しかしながら、本市も含めて多くの自治体では入学準備金費用の給付が7月以降のため、出費が重なる時期にお金を用意できず、4月入学に必要な制服やカバンなどを買うことのできない事態が発生しています。子どもの新しい出発のときに十分な準備をしたいというのは親の当然の願いです。子どもの貧困対策、教育費の負担軽減の観点からも就学援助の前倒し支給を行うべきだと考えますが、市の見解をお聞きします。

A 要旨(5)「就学援助制度や給付型奨学金制度の拡充など「子どもの貧困」対策の強化をについてお答えします。

就学援助費で中学校の新入学に要する費用を準備金等の名目で前倒し支給することにつきましては、本市の公立中学校以外へ入学した場合の就学援助費の扱いや年度で支給額が変更となる場合など整理が必要な多くの課題がござ

います。

今後は、他市の動向を注視するとともに、課題の整理が可能かどうか研究してまいります。

次に、給付型奨学金制度についてです。高等教育の段階的無償化や給付型奨学金制度の充実を進めていくことは国際的な潮流であり、4月からスタートする本市の学生に対する給付型奨学金制度もその流れに合致するものであります。この制度に踏み切ったことは評価するところです。今後、国の制度も始まりますが、給付を受けられるのは本格実施される18年度からでも1学年わずか2万人で現状の貸与型奨学金利用者130万人の1.5%に過ぎず、全学生に対する受給率は世界各国と比べ桁違いの低さであります。本市の給付型奨学金制度についても市全体で約400人が対象となると見通しているにも関わらず、募集人数については年度あたり3名程度と狭き門になっており、経済的に困難を抱える若者たちに手が届くものになるのか、大変疑問です。お金の心配なく学びたいという若者たちの願いに応えるためにも、本制度の抜本的な拡充を求めます。見解をお聞きします。

A つぎに給付型奨学金制度の拡充についてでございますが、今後の国の給付型奨学金制度の動向や本市の給付型奨学金制度のニーズや効果を検証し、あわせて財政状況も十分に踏まえた上で、検討してまいりたいと考えております。

子どもの貧困対策につきましては、本年4月より子ども青少年部を中心として取り組む予定となっております。教育委員会といたしましては、子ども青少年部と連携し、切れ目のない支援が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、件名5. 地域経済振興につながる、地元中小業者と農業者が元気になる対策について質問します。

日本の経済を支えている担い手は中小企業であることは明らかです。中小企業は全企業の99.7%を占め、その中小企業の約90%を小規模事業者がしめています。従業員数では中小企業で働く労働者は全労働者の70%を締めています。従業員20人以下の小規模事業者は全国で2014年で325万事業所です。国の大企業優遇の経済政策のもとで小規模事業者は激減しているとは言っても、まだ日本の経済の担い手であり、地域経済の主役であることに変わりありません。

小規模事業の衰退は地域の衰退を深刻なものにしています。地域の「祭り」の担い手不足、消防団員の不足、高齢者が近くで買い物ができる店がないという「買い物難民」の存在など、地域文化の衰退やコミュニティの希薄化などをもたらしています。

地方自治体の産業政策は、地域の小規模事業者へのきめ細やかな支援を優先的に進める事が求められます。そして、地域経済の振興策は「企業呼び込み」型ではなく、地域に今ある産業や企業などを支援し、伸ばしていく「内発」型転換する必要があります。公共事業を大型開発から、地域循環・生活密着型にてんかんすること、再生可能エネルギー開発に本格的に取り組むことが求められます。

2014年6月に成立した小規模企業振興基本法では国と地方自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。

私は、この理念に沿った、「中小企業振興条例」を策定することがまず、必要だと思います。その上で「小規模企業振興基本計画」を策定し、市内の商・工・建設事業者の営業とくらしを守る施策を展開すべきと考えます。

以上要旨①の質問したいする見解を問います。

A 中小企業振興条例の質問についてお答えいたします。

中小企業振興条例につきましては、市の責務や市内中小企業者の努力、大企業の役割などを明確にするるとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業振興に対する市の主体的な姿勢を明確にするものであり、極めて理念的な要素の強い条例と考えております。

現在、本市の経済施策におきましては、「産業振興計画」を基本とした取り組みを進めております本市の事業所は、99パーセントが中小企業で、あることから、「産業振興計画」においては、「中小企業の発展のための総合的な支援」をその基本戦略の第1に据え、経済3団体との役割分担等を明確にするるとともに、支援内容を体系的に整理した上で、中小企業、とりわけ小規模小規模事業者に重点を置いた、実効性のある支援に取り組んでいるところでございます。

したがってまして本市としては、今後も引き続き「産業振興計画」に基づく経済施策を進め、中小企業振興条例の制定につきましては、近隣他都市の状況を踏まえ、経済団体とも意見交換をさせていただき、その有効性を含め、研究してまいりたいと考えております。

次に要旨②都市農業の振興策を抜本的に強化することについてです。

言うまでもなく、農業は日本の基幹産業です。しかし、政府の輸入政策一辺倒のもとで、コメをはじめとする農産物の価格が下落するなど、国民の食の確保と安全は緊急かつ重要な課題になっています。TPPはトランプアメリカ大統領の離脱宣言で見通しがつかなくなりましたが、二国間協定の交

渉に入ることになれば、更なる譲歩も迫られることになりかねません。安倍政権の姿勢が問われます。

国の農業政策の貧困のもとで地方自治体の農業政策は大変厳しいものがあります。藤沢市は「都市農業基本法」策定に伴い、「藤沢市都市農業振興基本計画」(案)が議会に報告されたところです。ぜひ、絵に描いた餅にならないよう予算をしっかりと付けて、積極的な支援策を実現して欲しいと思います。都市農業の支援策の基本は国へも強く働きかけて所得補償や価格補償を充実させる事です。

藤沢市の農業振興策について市の見解をお聞きします。

以上で登壇での質問は終わります。

A 本市の都市農業の今後についてのご質問にお答えいたします。

本市の農業生産は、都市近郊という立地条件のもとに、露地野菜、施設野菜、花卉、果樹、畜産、植木と、多種多様に営まれ、出荷量・額ともに、県下有数の農業地帯となっており、農業者の努力により、市民の食卓に新鮮で安全・安心な農畜産物が供給されております。

また、生産基盤である農地は、環境保全や防災の拠点として機能するとともに市民が日常的に自然とふれあえる場となり、潤いや安らぎを提供するなど、多くの役割を果たしておりこのような、貴重な資源である本市の農業につきましては、市内全体で将来にわたり継続し、保全していかねばならない財産であると考えております。

そのために、本市農業の安定的な継続と、良好な都市環境の形成を目指すため「藤沢市都市農業振興基本計画」(案)を作成し、先日の建設経済常任委員会にご報告させていただいたところでございます。今後は、この計画に基づ

き、関係者と共に取り組みを推進し、市民生活を支え、自然環境の保全にも多くの役割を果たす「都市農業」を活力あるものとしてまいります。

また、農業委員会制度の改正により、農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化され、農地利用最適化推進委員が新たに設置されます。今後は、この農地利用最適化推進委員が、人・農地プランの作成・更新の話し合いの中心的な存在として、地域毎に根付いた活動をしていただきその結果をもとに、より細分化した地域や、農作物毎の最適な農業振興策を検討してまいります。

第2 質問（意見）

市政全般について質問しました。

第1は、鈴木市長の2期目の藤沢市政に臨む政治姿勢について質問しました。国の政治が憲法を蔑ろにし、国民負担を増大させているもとの、藤沢市が国や県の言いなりの市政運営ではなく、市政に日本国憲法を生かして市民の基本的人権を守り、福祉と暮らしを守る防波堤になる必要があることです。

第2は、財政運営です。長期的に見れば少子超高齢化の方向が進み、歳入は減ってくる方向になるでしょう。しかし、そういう財政状況を見通したまちづくりになっているかという基本的問題があると思います。莫大な財源を必要とする大型開発や不要不急の道路建設は見直し藤沢の少子高齢化社会を見据えたまちづくりに切り替えなくてはなりません。そのためにも、福祉・医療・子育て分野を充実させ、地域経済の主役である商・工・建設・農漁業者などの地元の小規模事業者の生業が成り立つまちづくりを目指すことが必要です。

そんな思いで代表質問を行いました。それぞれの事業のあり方や市民要求実

